

ともに学べる権利、ともに学べる学校とは何か？ —特別支援学校、学級を考える

子どもの権利条約プロモーター講座
弁護士 定者 吉人
2025.12.26

日本の制度 特別支援学校と特別支援学級

- 特別支援学校 通常の学校とは別の学校で、同じ障害特性の子どもで構成される。地域の通常の学校・子どもから分離される。
- 特別支援学級 通常の学校内に設置される小規模学級。「別室化」「固定化」の問題がある。

市町村の教育委員会による学校の指定

学校教育法施行令第5条「市町村の教育委員会は、就学予定者…のうち、認定特別支援学校就学者…以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。」

(続き)

認定特別支援学校就学者とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)のうち、当該市町村の教育委員会が、…その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める(判断する)者をいう。

市町村の教育委員会は、…その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める(決める)。

就学相談

日本では、障害のある子どもの就学先（普通学校か特別支援学校か）の決定にあたり、就学前に保護者と教育委員会との間で就学相談が行われる。2013年の制度改正以降、形式的には保護者の意向を尊重する建前になった。

文部科学省通知（2013年）

- 就学先決定にあたっては本人・保護者の意向を十分に聴取し、尊重すること
- 就学相談は一方的な説明・説得の場ではなく、合意形成のプロセスであること
- 教育委員会は複数の選択肢を提示し、情報提供責任を負うこと

（続き）

しかし

- 最終判断は市町村教育委員会の権限（学校教育法施行令第5条）で、保護者に最終決定権はない。
- 不同意であっても不服申立て制度はない。
- 第三者審査・救済機関もない。

→ そのため運用上は誘導・固定化が可能という構造。

障害を理由に分け隔てをする制度が、子どもの権利条約、障害者の権利条約に反することは明らか。

障害のある子どもに保障されるべき権利 —子どもの権利条約第23条—

1. States Parties recognize that a mentally or physically disabled child should enjoy a full and decent life, in conditions which ensure dignity, promote self-reliance and facilitate the child's active participation in the community.

(私訳)

締約国は、精神的または身体的な障害のある子どもは、尊厳が守られ、自立が促され、地域社会への主体的な参加が可能となる条件のもとで、万全で人にふさわしい生活を楽しまなければならないと考える。

(続き)

障害のある子どもは万全で人間らしい生活を送るべき (should enjoy a full and decent life)

その条件は、

1. 尊厳の保障 (ensure dignity)
2. 自立の促進 (promote self-reliance)
3. 地域社会への主体的参加 (active participation in the community)

子どもの権利条約と障害者権利条約の捉え方の違い

「子どもの権利条約」(1989年採択)の第23条では mentally or physically disabled child と書かれている。医療モデル寄りの表現。

「障害のある人の権利に関する条約」(2006年採択)では、Persons with disabilitiesと書かれている。これは社会モデルの表現だといわれるが、この文言だけで社会モデルだと言い切ることはできない。

障害を個人の機能障害として捉えているのか、社会との相互作用として捉えているのかを判別できないから。

二つの条約の「障害」についての表現の違いの理由

「子どもの権利条約」が国連で採択された1989年当時、国際的にはまだ「障害＝医療的・福祉的支援の必要性」とする理解が主流だった。

しかし、その後、障害当事者運動（特にイギリスの「障害者の権利運動」）が発展し、「障害は社会の障壁によって作られる（社会モデル）」という考え方が国際的に広まった。

その流れを受けて、2006年の「障害のある人の権利条約」では表現そのものを見直し、「障害は個人の機能障害によって生じるのではなく、社会の構造や制度によって生み出される」という視点が明確に打ち出された。

（続き）

子どもの権利条約第23条は、“mentally or physically disabled child”という**医療モデル的に見える文言** を使いながらも、

- 尊厳
- 自立
- 社会参加
- 権利の享受

を目的としており、社会モデルと整合する。

23条は、文言は医療モデル的でありつつ、目的は社会モデル的という「過渡期的」条文。

子どもの権利条約第23条第2項以下

2. States Parties recognize the right of the disabled child to special care and shall encourage and ensure the extension・・of assistance・・which is appropriate to the child's condition and to the circumstances of the parents or others caring for the child.

(私訳)

締約国は、障害のある子どもが特別なケアを受ける権利を有することを認め、・・その子どもの状態および保護者その他、子どもを養育する者の事情に適した支援が提供されることを奨励し、かつ確保する。

(続き)

3. Recognizing the special needs of a disabled child, assistance extended in accordance with paragraph 2 of the present article shall be provided free of charge・・and shall be designed to ensure that the disabled child has effective access to and receives education, training, health care services, rehabilitation services, preparation for employment and recreation opportunities・・。(締約国は、障害がある子どもの特別の必要に応じた支援を提供しなければならない。)

(続き)

in a manner conducive to the child's achieving the fullest possible social integration and individual development, including his or her cultural and spiritual development

(可能な限り社会参加を叶えつつ、それぞれの、文化的、精神的発達を含む個々の発達も達成する方法により・・・)

4.・・・(締約国は、情報交換を推進する)

(続く)

23条3項に「in a manner conducive to the child's achieving the fullest possible social integration (可能な限り社会参加することを叶えつつ)」とあるが、ここで

- 「可能な限り」→ 原則は「ともに」、分離は例外、をあらわす
- 「社会参加する」→ 学校における学びはその中心的要素

したがって、23条3項は、ともに学ぶことを原則としつつ、その実現のために援助を提供せよ、と国に義務付けている(子どもの側から見れば子どもの権利)

子どもの権利条約の「学び」に関する条文

- 子どもには学べる権利がある。28条1項
- 学べる権利はすべての子どもに保障される。障害のある子どもにも、もちろん保障される。2条
- 学びの目的は29条によれば、他者の尊重、寛容、平等、連帯、多様な人々の理解である。これらは異なる背景や特性をもつ他者と共に学ぶ経験を通じてこそ形成される。

「教育を受ける権利」から「学べる権利」へ

1978 ポーランド案

第7条「児童は、教育を受ける権利を有する。」

The child is entitled to receive education,

西ドイツ(当時)をはじめとする国々が、子どもを単なる受益者ではなく権利の主体(rights-holder)として認識する必要があると主張。

1979 ポーランドは改訂版を提出。

The child shall have the right to education.

学びの目的 第29条第1項

【英文】

1. States Parties agree that the education of the child shall be directed to:

【私訳】

1 子どもの学びは、次のことをめざして行う。

第1項(a)

【英文】

(a) The development of the child's personality, talents and mental and physical abilities to their fullest potential;

【私訳】

(a) それぞれの子どもが持ついろんな力を、いっぱいによぶす。

【政府の訳】

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

第1項(b)

【英文】

(b) The development of respect for human rights and fundamental freedoms, and for the principles enshrined in the Charter of the United Nations;

【私訳】

(b) だれもが人として大切にされる権利を持っていること、そして自由に生きる権利を持っていることを、理解し尊重する気持ちを育てる。

第1項(c)

【英文】

(c) The development of respect for the child's parents, his or her own cultural identity, language and values, for the national values of the country in which the child is living, the country from which he or she may originate, and for civilizations different from his or her own;

【私訳】

(c) 自分たちの文化、文明を尊重し、同時に、他の文化、文明も尊重する気持ちを育てる。

第1項(d)

【英文】

(d) The preparation of the child for responsible life in a free society, in the spirit of understanding, peace, tolerance, equality of sexes, and friendship among all peoples, ethnic, national and religious groups and persons of indigenous origin;

【私訳】

(d) 人は互いに認め合い、平和に、寛容に、男女平等に、生きるべきだ、との精神をしっかりと身につけて、自由な社会の中で責任ある生活ができる人になる。

第1項(e)

【英文】

(e) The development of respect for the natural environment.

【私訳】

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

障害のある人の権利条約の学べる権利 第24条第1項

【英文】

States Parties recognize the right of persons with disabilities to education.

【私訳】

締約国は障害のある人が学べる権利を持っていることを認める。

(続き)

【英文】第1項の2文

With a view to realizing this right without discrimination and on the basis of equal opportunity, States Parties shall ensure an inclusive education system at all levels and life long learning directed to:

【私訳】

学べる権利を差別なしに、かつ、機会均等の基盤のもとに実現するため、締約国は、障害のある人に対し、生涯にわたる学びのあらゆるレベルにおいて、以下を目的とする、共に学べるシステムを確保しなければならない。

(続き)

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を目いっぱい発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

障害のある人の権利条約 第24条第2項 英文

2. In realizing this right, States Parties shall ensure that:

(a) Persons with disabilities are not excluded from the general education system on the basis of disability, and that children with disabilities are not excluded from free and compulsory primary education, or from secondary education, on the basis of disability;

(b) Persons with disabilities can access an inclusive, quality and free primary education and secondary education on an equal basis with others in the communities in which they live;

(続き)

(c) Reasonable accommodation of the individual's requirements is provided;

(d) Persons with disabilities receive the support required, within the general education system, to facilitate their effective education;

(e) Effective individualized support measures are provided in environments that maximize academic and social development, consistent with the goal of full inclusion.

第24条第2項(文科省の訳) 意図的な誤訳または誤導

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

国連の障害者権利委員会の最終所見(2022年9月)

国連の障害者権利委員会は、日本の「分離教育」に懸念を表明し、改善を求める厳しい勧告を出した。

- 特別支援学校など分離教育を終わらせ、ともにする学び(インクルーシブな学び)の実現への具体的戦略を策定すること
- 地域の通常学校が障害のある子どもの入学を拒否できないよう法整備すること

(続き)

- 全ての教職員に「ともに学ぶ」研修を十分に行うこと
- とともに学ぶ環境のもとで、障害のある生徒一人ひとりに個別化された教材・支援を提供すること

インクルーシブ？教育？

「教育」は、おとなから子どもへの働きかけ。子どもは受け身で、権利と呼ぶのにふさわしくない。

また「インクルーシブ」は本来、分け隔てなく行われるべきことが現実にはそうでない場合に、これを是正するために行う働きであり、権利の侵害がなければ必要のないこと。

→どちらの表現も、子ども目線、子どもの権利から考え直す必要がある。

ともに学べる権利実現には課題が山積み

- 地域の学校が障害のある生徒の入学を拒否できないよう法的枠組みを整備する
- 分離(例外的措置)の選択は教育委員会ではなく保護者の権限とする
- 合理的配慮提供義務(個別化された教材や支援(例えば点字教科書、ICT支援機器、学習補助員等)の提供、教員・支援スタッフ体制)
- 障害児指導の専門能力開発
- 地域との連携